

別添

## 冷温水発生機保守点検業務仕様書

- 1 業務名称 鳥取県立博物館冷温水発生機保守点検業務（以下「本業務」という。）
- 2 業務場所 鳥取市東町二丁目124番地 鳥取県立博物館（以下「委託施設」という。）
- 3 業務概要 委託施設に設置している冷温水発生機（以下「委託設備」という。）が正常に稼働し良好な機能を維持するよう保守点検を行う。
- 4 業務期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### 5 業務の内容

#### (1) 委託設備

機器名称	台数	機器仕様
冷温水発生機	2基	<p>製造者 三洋電機株式会社 (パナソニック産機システムズ)</p> <p>型式 T S A - A U W - 1 5 0 E 1 K 2</p> <p>伝熱面積 16.9 m<sup>2</sup></p> <p>設置年月 平成11年2月</p> <p>A重油焚き</p>

#### (2) 業務内容

##### ア 定期点検

委託設備が正常に動作するよう、別紙のとおり定期点検を行うとともに、必要に応じて予防保全を行う。

##### イ 故障発見時の対応

点検時に故障等の異常を発見した場合は、直ちに発注者に報告する。

軽微なものについては本業務の中で調整、校正、補修を行うこととし、それ以外のものについては費用等について発注者受注者協議の上で対応すること。

##### ウ 緊急対応

委託設備の故障等や、事故、災害等の緊急事態に発注者から要請があった場合は、速やか（おおむね2時間以内）に技術者を現場に配置し対応する。対応後は、速やかに原因・対応等を発注者に報告する。

また、緊急対応に備え、交換部品等が円滑に調達できる体制を整備しておく。

なお、技術者の緊急派遣に係る費用や軽微な作業等に係る費用は受注者負担とし、それ以外については発注者受注者協議の上で決定するものとする。

##### エ その他

委託設備やそれに関連する設備の点検・改修等により、発注者から立会等の要請があった場合は、これに応じる。この場合、短時間の立会等の軽微な作業等に係る費用は受注者負担とし、それ以外については発注者受注者協議の上で決定するものとする。

#### (3) 点検時期・頻度

5 (2) アの定期点検の実施時期及び実施回数については、以下のとおりとする。

ただし、冷暖房の切替は1台ずつ時期をずらして行うものとし、気候・企画展状況等により変動することがある。

各年度区分	点検項目	標準実施時期
上半期 (4月1日から 9月30日まで)	暖房シーズンオフ点検	4月
	高温再生器炉内清掃点検	
	冷房シーズンイン点検	5月
	冷房シーズンオン点検	7月～8月

下半期 (10月1日から 翌年3月31日まで)	冷房シーズンオフ点検 高温再生器炉内清掃点検	10月
	暖房シーズンイン点検	11月～12月
	冷却水系伝熱管ブラッシング洗浄点検	翌年1月～2月
	暖房シーズンオン点検	翌年1月～2月

## 6 特記事項

### (1) 諸法規の遵守

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）および本業務に適用される関連法令を遵守すること。また、鳥取県環境管理システムの環境方針に沿って、環境負荷の低減に努めるとともに省資源、省エネルギーに配慮すること。

### (2) 共通仕様

本仕様書に記載されていない事項は、共通仕様書による。

### (3) 業務責任者、技術者

受注者は、委託設備についての製造者技術講習を受講し、冷温水発生機保守点検業務の実務経験が10年以上の技術者（以下「技術者」という。）を、業務責任者として1名選任し、業務責任者選任通知書（様式第1号）により発注者に通知すること。

また、本業務は、冷温水発生機に係る知識・技術を充分に有している者が行うこととし、原則技術者を1名以上配置すること。なお、法令及び仕様書等で資格による作業規制のあるものについては、有資格者がその作業を行わなければならない。

### (4) 点検日時・点検方法、作業予定表

受注者は、作業の2週間前までに作業日時、作業内容等を記載した作業予定表を提出し、発注者と十分協議し承諾を得た上で作業を行うこと。

本業務の実施に当たっては、委託施設の運営に支障を生じないように行うこととともに、事故の起こらないように細心の注意を払うこと。運営の支障となる作業は原則休館日または時間外に行うこと。

### (5) 提出書類

#### ア 業務計画書

業務実施前に業務計画書を1部提出し、発注者の承諾を得た上で業務を実施すること。

業務計画書には、本業務の概要、業務工程、業務実施体制、緊急連絡体制、業務従事者名簿・資格、年間の作業実施計画表、作業要領等について記載すること。

また、業務計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更分に係る業務計画書を提出すること。

#### イ 業務報告書

下記の報告書を各1部提出すること。

(ア) 点検結果報告書（各点検実施後。点検日時、点検内容、点検結果、所見、不具合の状況等について記載すること。）

(イ) 故障時報告書（隨時。内容により状況写真添付。）

### (6) 消耗品、交換部品の負担

保守点検に必要となる通常の消耗品は受注者の負担とする。

受注者は、本業務の実施に当たり必要となる工具、消耗品、雑材料（ボルト、パッキン、インヒビター、冷媒、アルコール等）を負担するとともに、必要数量を常備しておかなければならない。

また、受注者は、常に交換部品等が円滑に調達できる体制を整備しておかなければならぬ。

### (7) 業務完了通知書、検査及び業務委託料の支払

ア 受注者は、次の期間の業務を完了したときは、遅滞なく業務完了通知書（様式第2号）を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

期 名	期 間
令和8年度上半期	令和8年4月1日から令和8年9月30日まで
令和8年度下半期	令和8年10月1日から令和9年3月31日まで
令和9年度上半期	令和9年4月1日から令和9年9月30日まで

令和9年度下半期	令和9年10月1日から令和10年3月31日まで
令和10年度上半期	令和10年4月1日から令和10年9月30日まで
令和10年度下半期	令和10年10月1日から令和11年3月31日まで

イ アの検査合格後、受注者は発注者に請求書を速やかに提出し、発注者は正当な請求書を受理してから30日以内に、受注者に請求に係る業務委託料を支払うものとする。

ウ 各半期の請求金額は、契約金額を6で除した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。ただし、本業務の業務期間中に契約金額を変更した場合は、変更契約書で定めた金額とする。

なお、当該請求金額の総合計金額が契約金額に満たない場合は、当該不足額を令和8年度上半期の請求時に併せて請求するものとする。

#### (8) 養生及び後片付け

本業務の履行に当たり、既存部分を汚染又は損傷するおそれのある場合は、適切な方法で養生を行うものとし、業務完了後には、作業部分の後片付け及び清掃を行うものとする。

なお、受注者の責めにより既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修すること。第三者に損害を与えた場合は賠償を行うこと。

#### (9) 光熱及び水道等の利用

本業務に必要な光熱及び水道等の利用は、事前に発注者の承諾を得て無償で使用できる。

また、本業務のために来館する際は、委託施設の駐車場を利用できる。

#### (10) その他

##### ア 業務に必要な資料の閲覧

委託設備等の内容、設置位置を自ら確認し、適正に点検を行うこと。これに必要な発注者の保管している資料（各種図面、図書）については、受注者の要望により施設において閲覧に供するので受注者において確認のこと。

本仕様書に示されていない場合であっても、5の（2）の業務内容を満たすために当然含まれていると認められる保守点検については、受注者の負担において実施すること。ただし、工事等により委託設備の大幅な変更があった場合を除く。

##### イ 業務の引継

本業務の業務期間中又は満了時、委託設備の保守点検業務実施者が変更になった場合は、新たな保守点検業務実施者に対し点検、保守、修繕等の記録等を引継ぎ、業務に支障のないよう努めること。また、これに係る費用の一切は受注者の負担とする。

## 7 一般共通事項

#### (1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

#### (2) 秘密の保持

ア 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けないで資料等を第三者に閲覧させてはならない。

イ 受注者は、本業務に従事する者並びに（3）の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対してアの規定を遵守させなければならない。

ウ 発注者は、受注者がア及びイの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

エ アからウまでの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

#### (3) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額が再委託する年度の本業務に係る業務委託料の50パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

#### (4) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(5) 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(6) 疑義

この仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、受注者発注者協議の上で定めるものとする。

## 鳥取県立博物館冷温水発生機保守点検内容

### 1 冷房

#### (1) シーズンイン点検

- ・切替運転準備作業（外観検査等）
- ・制御盤確認及び切替作業
- ・電気系統の点検確認
- ・制御回路機能点検確認
- ・動作回路機能、制御動作点検確認
- ・インバーター設定値確認点検
- ・燃焼機器動作確認点検
- ・運転データの記録、運転調整
- ・切替点検完了報告他

- ・本体関係弁類切替作業
- ・真空度の確認及び調整作業
- ・安全保護装置の点検、確認
- ・安全停止回路点検確認
- ・マイコンコントローラーパラメーター確認点検
- ・排ガス分析調整点検確認
- ・付帯設備確認点検作業
- ・吸収液サンプリング採取点検調整

#### (2) シーズンオン点検

- ・点検準備作業（外観検査等）
- ・真空度の確認及び調整作業
- ・安全保護装置点検確認
- ・動作回路機能、制御動作点検確認
- ・排ガス分析調整点検確認
- ・吸収液サンプリング採取点検調整

- ・安全保護装置の点検、確認
- ・制御回路機能点検確認
- ・安全停止回路点検確認
- ・燃焼機器動作確認点検
- ・運転データの記録、運転調整
- ・点検完了報告

#### (3) シーズンオフ点検

- ・オフ点検準備（外観検査等）
- ・真空度の確認及び調整作業
- ・点検完了報告

- ・電気系統の点検確認
- ・冷却水系開放点検確認（吸収器、凝縮器）

### 2 暖房

#### (1) シーズンイン点検

- ・切替運転準備作業（外観検査等）
- ・制御盤確認及び切替作業
- ・電気系統の点検確認
- ・制御回路機能点検確認
- ・動作回路機能、制御動作点検確認
- ・インバーター設定値確認点検
- ・燃焼機器動作確認点検
- ・運転データの記録、運転調整

- ・本体関係弁類切替作業
- ・真空度の確認及び調整作業
- ・安全保護装置の点検、確認
- ・安全停止回路点検確認
- ・マイコンコントローラーパラメーター確認点検
- ・排ガス分析調整点検確認
- ・付帯設備確認点検作業
- ・切替点検完了報告他

#### (2) シーズンオン点検

- ・点検準備作業（外観検査等）
- ・真空度の確認及び調整作業
- ・動作回路機能、制御動作点検確認
- ・排ガス分析調整点検確認
- ・運転データの記録、運転調整

- ・安全保護装置の点検、確認
- ・制御回路機能点検確認
- ・安全停止回路点検確認
- ・燃焼機器動作確認点検
- ・点検完了報告

#### (3) シーズンオフ点検

- ・オフ点検準備（外観検査等）
- ・高温再生器の点検
- ・点検完了報告

- ・電気系統の点検確認
- ・真空度の確認及び調整作業

- 3 冷却水系（吸収器、凝縮器）伝熱管ブラッシング洗浄点検作業
  - ・水カバー開放復旧作業及び内部点検
  - ・チューブブラッシング洗浄、点検作業（吸収器×121本/基、凝縮器×306本/基）
  - ・水室塗装作業
- 4 高温再生器炉内清掃点検作業（年2回）
  - ・バーナー、煙道部カバー取り外し復旧作業及び内部点検
  - ・炉内及び煙道内清掃、点検作業
- 5 その他関連作業
  - ・保守点検時に係る雑材料及び消耗部品点検取替作業（パッキン、ボルトナット等）
  - ・吸収液分析（インヒビタ一点検共）
  - ・設定値等の変更及び調整作業

(様式第1号)

## 業務責任者選任通知書

鳥取県立博物館長 様

次のとおり業務責任者を選任したので通知します。

令和 年 月 日

受注者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

業務名称	鳥取県立博物館冷温水発生機保守点検業務
業務場所	鳥取市東町二丁目124番地 鳥取県立博物館
業務期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
業務責任者氏名	
業務責任者が有する資格	
冷温水発生機保守点検業務の実務経験年数	年 月

※本書に委託業務仕様書6(3)の要件に該当することを証する書類(資格証の写し、修了証書の写し、業務経歴書等)を添付すること

(様式第2号)

## 業務完了通知書

鳥取県立博物館長 様

次のとおり令和 年度 半期の業務が完了したので通知します。

令和 年 月 日

受注者 住 所  
商号又は名称  
代表者 氏名

業務名称	鳥取県立博物館冷温水発生機保守点検業務
業務場所	鳥取市東町二丁目124番地 鳥取県立博物館
業務期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
業務委託料	金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
業務期間 (今回完了分)	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
業務委託料 (今回完了分)	金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
業務完了年月日 (今回完了分)	令和 年 月 日

